

平成 2 7 年度第 1 回

小金井市緑地保全対策審議会会議録

## 平成27年度第1回小金井市緑地保全対策審議会会議録

- 1 開催日 平成27年8月24日(月)
- 2 時間 午前9時30分から午前10時50分まで
- 3 場所 市役所第二庁舎801会議室
- 4 議題 (1) 平成27年度保全緑地の指定(案)について  
(2) その他
- 5 出席者 (1) 委員  
会 長 犀川 政稔  
副会長 宮下 清栄  
委 員 青山 一彦  
委 員 串田 光弘  
委 員 渡辺 栄  
委 員 柏原 君枝  
委 員 中島 美紗子  
委 員 矢向 潤  
委 員 津々良明石  
(2) 説明員  
環境部長 中谷 行男  
環境政策課長 大関 勝広  
(3) 事務局員  
緑と公園係長 森 純也  
緑と公園係 鈴木 明信  
緑と公園係 郡司 和昌  
緑と公園係 酒井 功二

## 平成27年度第1回小金井市緑地保全対策審議会会議録

犀川会長        それでは、皆さん、朝からお集まりいただきましてありがとうございます。  
ます。

早速ですけれども、平成27年度第1回的小金井市緑地保全対策審議会を開催したいと思います。

まず初めに、事務局から何かありましたらお願いいたします。

大関課長        おはようございます。本日は朝早くからお集まりいただきましてありがとうございます。また、日ごろからご協力を賜りまして感謝を申し上げます。

ここから、申しわけございません、座って説明させていただきます。

まず初めに、先ほどもちょっとお伝えしましたが、本日、高橋委員より欠席のご連絡をいただいていることと、また、宮下副委員長より少し遅れるとのこととございましたので、ご報告させていただきます。

続きまして、環境政策課緑と公園係において3名の人事異動がありましたので、ご報告させていただきます。まず、4月1日付の人事異動では、2名の退職者がありましたことから、その後任として鈴木と酒井が就任しております。また、8月1日付の人事異動では、1名が他課へ異動しましたことから、その後任として郡司が就任しておりますので、よろしく申し上げます。

事務局        4月1日付で異動してまいりました鈴木です。どうぞよろしく申し上げます。

事務局        同じく4月1日付の異動で参りました酒井でございます。よろしく申し上げます。

事務局        8月1日付で異動してまいりました郡司と申します。よろしく申し上げます。

大関課長        以上でございます。よろしく申し上げます。

犀川会長        欠席者はおりますけれども、本日は会議が成立するということをご報告、これは課長の報告ですね、すみません。大関さん、お話を。

大関課長        すみません、ちょっと端折ってしまいまして。本日、ほとんどの方が出席していただいているということで、会が成立することをご報告いた

します。

犀川会長        それでは、今日の審議会次第を見ておわかりのように、今日の内容は（１）の諮問事項、平成２７年度保全緑地の指定（案）についてです。事務局の方、よろしくお願いいたします。

大関課長        本日の案件であります、平成２７年度保全緑地の指定（案）について、環境部長のほうから諮問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

中谷部長        皆さん、おはようございます。本来、市長の稲葉のほうから諮問させていただくところでございますが、他の公務がございまして、私のほうから諮問書のほうを代理で読み上げさせていただきますと思います。

                  小金井市緑地保全対策審議会会長犀川政稔様。小金井市長稲葉孝彦。平成２７年度保全緑地の指定（案）について（諮問）。小金井市緑地保全及び緑化推進条例第１４条第２項の規定に基づき、平成２７年度に指定申請のあった保全緑地の指定並びに平成２６年度中に指定解除申請のあった保全緑地について、貴審議会に意見を求めます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

                  以上でございます。

犀川会長        どうもありがとうございました。

                  ただいま環境部長から本審議会への諮問がありました。この諮問書の写しを事務局から委員各位に配付いたしましたので、ご確認ください。ありますでしょうか。

                  それでは、諮問案件、平成２７年度保全緑地の指定（案）について事務局から説明させていただきます。

大関課長        ここで、部長については、他の公務があるため退席させていただきますので、よろしくお願いいたします。

中谷部長        では、すみません、申しわけございませんが、よろしくお願いいたします。

大関課長        それでは、私のほうから概略を説明させていただきます。

                  事前に配付しました指定（案）に沿って説明させていただきますけれども、説明に先立ちまして、本日、パワーポイント等の操作等で、保全緑地の調査を行っていただきました小金井園の方にお手伝いをいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。小金井市緑地保全及び緑化推進条例において、所有者からの申請に基づき、保全を図る緑地として環境緑地、公共緑地、保存樹木、保存生け垣等の指定をすることができると記述されておりますので、種類別に簡単にご説明させていただきます。

まず、環境緑地とは、現状のまま保全されることが確約される樹木の集団で、おおむね500平方メートル以上の面積の土地でございます。

次に、公共緑地とは、公共の用に供されることが確約される土地で、おおむね500平方メートル以上の面積の土地でございます。

次に、保存樹木とは、指定基準が高さ10メートル以上、地上1.5メートルの高さの、幹回りが1.5メートル以上のいずれかに該当する樹木でございます。

最後に、保存生け垣とは、道路に面した高さ1メートル以上、長さ10メートル以上の生け垣で、隣接する2件をあわせたものも指定可能ということでございます。

以上の4種類の保全緑地について、毎年4月中に指定申請を受け付けて調査してございます。

それでは、指定（案）の内容でございます。

初めに、平成27年度指定（案）の環境緑地は、資料にありますとおり3件でございます。3件全て平成22年度に指定してございまして、ここで5年の指定期間を満了したものが更新申請されてきたものでございます。

続きまして、保存樹木につきましては、申請が10件41本となっており、うち2件が新規で2本の指定でございます。残りの件数は全て平成22年度に指定したものの更新でございます。

続きまして、保存生け垣につきましては、申請18件のうち更新は17件、新規1件で、指定延長が500.7メートルでございます。

いずれも指定期間については5年間ですので、平成27年度から平成32年3月31日までの指定期間となります。なお、この後、保全緑地の調査内容については、担当がスライドでご説明いたします。ここまですべて新たに指定したい案件でございます。

続きまして、8ページをご覧ください。保全緑地指定解除

及び権利譲渡等届出一覧表をご確認ください。指定解除については、保存樹木が4件、保存生け垣も4件、権利譲渡が13件でございます。

その他、後ろのほうに資料として、保全緑地の調査結果を町別にあらわしたものの、それから、現時点の保全緑地総括表を載せてございます。また、保全緑地の変遷をグラフにしたものを載せてございます。

以上の内容が全て諮問案件でございます。こちらをご審議いただきまして市長への答申を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、担当のほうからスライドでご説明いたしますので、ご覧いただきたいと思っております。

事務局

それでは、環境緑地、保存樹木及び保存生け垣の詳細について説明させていただきます。事前に配付しておりますA3の案内図とあわせてご覧いただきたいと思っております。

初めに、事前に配付しております平成27年度保全緑地の指定（案）について（諮問）資料の2ページの環境緑地でございます。お聞きいただきたいと思っております。スライドをご覧いただきながら説明させていただきます。

初めに1番、住所は三鷹市大沢3-10-2。13筆で面積が3万7,956.16平方メートルです。西側の位置から撮影したものでございます。国分寺崖線を指定するものでございます。

2番は梶野町4-10-38。6筆で面積は2,526.33平方メートルです。北東の位置から撮影したものでございます。これにつきましては、案内図の右上になります。1番につきましては案内図の右下。

3番は緑町5-21-5。1筆で面積は210.44平方メートルです。東側から撮影したものでございます。家屋の奥の緑のところとなります。

以上、3件の合計が4万692.93平方メートルで、そのうち国分寺崖線が3万7,956.16平方メートルでございます。

続きまして、次の3ページが保存樹木の所有者と樹木の本数の一覧になります。4ページが保存樹木の樹種一覧となっております。

1番の住所が東町5-23-20。1-1、ケヤキ、幹回りが232センチ、高さが16メートルです。1-2が、タイサンボク、幹回りが

160センチ、高さが15メートルです。1-3、ヒマラヤスギ、幹回りが214センチ、高さが16メートルです。1-4、ヤマザクラ、幹回りが218センチ、高さが10メートルです。1-5、タイサンボク、幹回りが165センチ、高さが15メートルです。1-6、ヤマザクラ、幹回りが306センチ、高さが13メートルです。1-7、トチノキ、幹回りが200センチ、高さが10メートルです。1-8、ヤマザクラ、幹回りが231センチ、高さが12メートルです。1-9、ヤマザクラ、幹回りが374センチ、高さが11メートルです。1-10、ヤマザクラ、幹回りが318センチ、高さが11メートルです。1-11、ホオノキ、幹回りが212センチ、高さが13メートルです。

2番の住所が緑町3-1-27。2-1、ケヤキ、幹回りが284センチ、高さが18メートルです。

3番の住所が中町4-6-6。3-1、ケヤキ、幹回りが155センチ、高さが7メートルで、新規となります。

4番の住所が中町4-12-12。4-1、ヤマザクラ、幹回り314センチ、高さが6メートル。

5番の住所が前原町1-14-1。5-1、シラカシ、幹回りが53センチ、高さが10メートルで、新規となります。

6番の住所が本町3-5-9。6-1、ケヤキ、幹回りが216センチ、高さが9メートルです。6-2、ミズキ、幹回りが165センチ、高さが9メートルです。

7番の住所が本町6-7-19。7-1、ソメイヨシノ、幹回りが310センチ、高さが10メートルです。

8番の住所が貫井南町2-5-10。8-1、ヒノキ、幹回りが187センチ、高さが15メートルです。8-2、ヒノキ、幹回りが120センチ、高さが15メートルです。8-3、ヒノキ、幹回りが140センチ、高さが15メートルです。8-4、ヒノキ、幹回りが123センチ、高さが15メートルです。8-5、シラカシ、幹回りが253センチ、高さが20メートルです。8-6、シラカシ、幹回り115センチ、高さが15メートルです。8-7、シラカシ、幹回り182センチ、高さが18メートルです。8-8、シラカシ、幹回りが216センチで、高さが15メートルです。8-9、シラカシ、幹回りが140センチで、

高さが11メートルです。8-10、シラカシ、幹回りが144センチ、高さが11メートルです。8-11、シラカシ、幹回りが260センチ、高さが15メートルです。8-12、ヒマラヤスギ、幹回りが297センチで、高さが20メートルです。8-13、サワラ、幹回りが116センチで、高さが15メートルです。

9番の住所が貫井南町3-7-21。9-1、クヌギ、幹回りが190センチで、高さが13メートルです。9-2、クヌギ、幹回りが107センチで、高さが10メートルです。9-3、ムクノキ、幹回りが182センチで、12メートルです。9-4、ムクノキ、幹回りが160センチで、高さが10メートルです。9-5、イヌシデ、幹回りが230センチ、高さが10メートルです。9-6、イヌシデ、幹回りが161センチで、高さが12メートルです。9-7、コナラ、幹回りが166センチで、高さが11メートルです。9-8、シラカシ、幹回りが424センチで、高さが10メートルです。

10番の住所が貫井北町3-28-3。10-1、メタセコイヤ、幹回りが207センチで、18メートルです。10-2、メタセコイヤ、幹回りが237センチで、高さが18メートルです。

以上、10件、合計41本となります。

次に、6ページが保存生け垣になります。

1番、指定延長12.0メートル、樹種がベニカナメモチ。

2番、指定延長18.0メートル、樹種がヒイラギモクセイ。

3番、指定延長120.50メートル、樹種がサワラ。

4番、指定延長が12.0メートルで、樹種がヨーロッパゴールドほか、コニファーの混植です。

5番、指定延長が20.0メートルで、樹種がハマヒサカキ・ベニバナトキワマンサクです。

6番、指定延長21.0メートルで、樹種がレイランディです。

7番、指定延長21.0メートルで、樹種がツバキです。

8番、指定延長25.0メートルで、樹種がイヌツゲ・ツツジです。

9番、指定延長28.10メートルで、樹種がウバメガシです。

10番、指定延長24.30メートルで、樹種がベニカナメモチです。

11番、指定延長18.0メートル、樹種がイヌツゲです。

12番、指定延長80.50メートルで、樹種がレッドロビンです。

13番、指定延長10.0メートルで、樹種がベニカナメモチです。

14番、指定延長12.0メートルで、樹種がベニカナメモチです。

15番、指定延長22.70メートルで、樹種がトキワマンサクです。

16番、指定延長13.0メートルで、樹種がアカメ・ツバキ・カキ・サザンカ・マサキです。

17番、指定延長13.10メートルで、樹種がエレガンテシマ・グリーンコーンです。

18番、指定延長29.50メートルで、樹種がアベリア・ドウダンツツジです。

以上、指定18件で指定延長の合計が500.7メートルとなります。

以上で説明を終わらせていただきます。

犀川会長 どうもありがとうございました。

今、スライドを見てくださいましたけど、何か質問がありますでしょうか。保存樹木と保存生け垣です。

津々良委員 申請延長と指定延長はどういうふうな。

犀川会長 どうでしょうか、申請延長と指定延長の違いをお願いします。

事務局 申請延長というのは、こちらの所有者の方から申請をいただいた延長でして、指定延長というのは、事務局のほうで精査をして、この長さを測って、調査の上、実際この長さでしたという確認をした後の長さです。奨励金対象延長という欄がございますけど、これについては、1メートルにつき年額300円の奨励金となっていて、1万5,000円を限度としていますので、50メートルまでは奨励金の対象です。

津々良委員 ありがとうございます。

犀川会長 ほかに何かありますでしょうか。

私からですけど、いいでしょうか。保存樹木のほうで、ヤマザクラというのがたくさんあって、ソメイヨシノがちょっと少なかったのですが、普通、一般にはソメイヨシノのほうが多いんですけど、ヤマザクラというのは少ないと思うんですね。なので、ソメイヨシノとヤマザクラの区別をどうやってされたのでしょうか。

小金井園 樹形です。ソメイヨシノの場合は、幹とか、葉ですね、葉で判断したりしますけれども、ソメイヨシノの場合は一般的には横に大きくなる。

ヤマザクラはわりと縦に大きくなる。あの形の樹形が違うんですね。その辺から見分けはついています。あと、幹、形状。

犀川会長 普通はソメイヨシノのほうがはるかに多いと思うんですね。もともと玉川上水なんかで植わっていたのは、ヤマザクラが植えてあったんですけども、どうしてかという、花が咲いたときに、葉っぱが出る前に花が咲くのはソメイヨシノで、お花見なんかをするにはソメイヨシノを好んで昔から植えてきているんですね。あのくらいの大きさになりますと、実際、ヤマザクラよりもソメイヨシノのほうが多いんじゃないかなというふうな気がする、やっぱり樹形で比べるというのはちょっと無理なので、やっぱり花が咲くころ、花を1個1個見て決めなきゃいけないんじゃないかなというふうに思いました。

それからあと、保存生け垣かな、ちょっと事前に資料が来たので、気になったところを見たんですけども、16番、貫井南町4-18-12。これ、今、スライドで見るといろいろなものが植わっているんですけども、1つは、アカメというのは何かということと、真ん中に「カキ」というのがあるんですけども、こういったものが生け垣に、柿が生け垣になるのかなというような気がしまして、アカメというのは何なのでしょう。

渡辺委員 ベニカナメとか、カナメモチとか、ああいうんですね。ただ単純に詰めてしまって、アカメと……。ですから、この辺は同じですね。

犀川会長 だから、ベニカナメモチというのはずっといっぱい出てきているので、アカメじゃなくて……。

渡辺委員 字が長くなっているからか、これはアカメに変えたんだと思いますけれども。

犀川会長 そうですか。カナメモチのことをアカメモチとも言うので、何か統一がとれていたほうがいいのかというふうな気がしました。私からは2つなんです。あと、レイランディとか、何かちょっと難しいやつがありましたけれども、それでいいのかという気がしました。

ほかに何かなければ。

どうぞ。

青山委員 ちょっと2点ほど、すみません。教えていただきたいのは、1点目が、環境緑地の指定の中で、かなり広い面積、国際基督教大学さん、更新と

いうことでされていますけど、反対側の市境を越えて一帯に多分広がっている大学だと思ひまして、三鷹市側というのは、やっぱり条例等で同じように指定がされているんでしょうかというのがまず1点です。

あともう1点は、保存樹木の指定に当たって、もしあれば構わないんですけども、樹種を指定する際に小金井市さんで何か決めみたいなものがあるのかどうか、この種はいいとか悪いとかと。高さとか、幹回りで今、規定はなっておりますけれども、種として何か決めがあるのかどうか。これを2点、ちょっと教えてください。

事務局

まず1点目の国際基督教大の環境緑地につきましては、三鷹市側については、こちらの申請の際はあくまでも小金井市側での申請だけになりまして、申しわけございませんが、三鷹市の指定については把握していませんが、今こういったご指摘をいただいて、その辺については今後、調べていきたいと思ひます。

2点目の保存樹木についての樹種ということですが、保存樹木については、樹種の基準とか、指定というものは特に持っておりません。環境緑地の際には、小金井らしいものとかいうのがあるかどうかというのを、調査するときには、こちらのほうから判断する基準の一つとさせていただいております、シラカシとかアラカシ等の常緑広葉樹などがあるかどうか、そういったことを見ながらさせていただいております。

あとは、直接、今お話しさせていただいたのとは別にですが、緑化ということだと、開発の指導の際に、今、小金井らしいとは別なんですけど、在来種については東京都の基準が26年度にできたということで、そういったお願いを窓口ではさせていただいて、ご案内申し上げているところです。

青山委員  
犀川会長

ありがとうございました。

ここで決めることではないんですけども、私も青山さんの2番目の質問に興味を持っていて、それは、トウネズミモチという木がありまして、昔の原色植物図鑑を見ると、高さは3から5メートルなんて書いてあるんですよ。次に出た、何年か後に出た図鑑を見ると、高さは10メートルに及ぶなんて書いてあって、最近の図鑑を見ると、高さは15メートルとか、巨木になるんですね。大きくなるからいけないというんじゃないくて、やっぱり、この辺のそういう森や林に入り込んで、今までの

木を駆逐するというふうな意味があるので、将来的には、トウネズミモチ、多分1種だけなんだろうと思うんですけども、そういうやつがあると環境を変えてしまうというふうな恐れがあるので、トウネズミモチは除外するとか何とか、いつか、この会議か何かで決めておく必要があるんじゃないかなという気がします。農林省なんかでは、何とかか何とか生物というふうな、入ってきては困る、動物なんかを含めてですけども、それに入っているんですね。

青山委員 侵略的外来生物。

犀川会長 そうか、侵略……。そうなんですよ。

青山委員 今、会長がおっしゃったように、動物、植物含めて特定外来生物というのが国で指定されているんですけども、それ以外に、今、会長がご懸念された、他の植物とかを駆逐しちゃうという、繁殖力が非常に強いという植物、動物がおりまして、そういう植物、動物も別途リストで、侵略的外来生物というリストが実は環境省のほうで発表されています。なので、指定する際には、恐らくそういうリストの関連は考慮されてということで我々は認識しているんですけども。

渡辺委員 私も市の公園緑地等の剪定をやるときは、基本的には、芽が出てきたときからトウネズミモチはカットしていますね。大きくなっているのは、あれは手に負えませんのでね。一般の家のはやりませんけれども、基本的には、実生で出てくるんですね、どんどん。それと、多いのがシュロですね。シュロがすごいですね。これは基本的にはカット、取ってしまいます。

犀川会長 シュロは、江戸時代の末期のころからも江戸にたくさんあるみたいで、外人が日本へ来て、シュロがいっぱいあるので、何か亜熱帯のようだななんて書いたものもありました。

渡辺委員 ちょっと質問ですけども、先ほどの生け垣の中で8番をちょっと映していただけますか。保存生け垣の8番。

犀川会長 イヌツゲ・ツツジですか。

渡辺委員 これの8番が、これ、下はブロック塀ですか。上がカイツカか何かになっていて、下がブロックですかね、8番の下は。

犀川会長 ちょっと見えないんですけど、イヌツゲ・ツツジという感じじゃないですね、8番って。

矢向委員            コンクリートの傾斜地で……。

渡辺委員            傾斜地なんですか。分かりました。

矢向委員            造成の擁壁じゃないですか。

渡辺委員            造成地ですかね。それで擁壁になっているんですね。

矢向委員            はい。そうですね。

渡辺委員            わかりました。というのは、ほかは、基本的にはみんな、生け垣が樹木で生け垣になっているのに、そこだけが、あれ、まさかブロックになっているのかなという疑問をちょっと持ったんです。擁壁ならば、それはもうしようがないと思います。分かりました。

犀川会長            私から、保存樹木のほうですが、ミズキというのがどこかにあったですよね。あれは、どうもミズキじゃないんじゃないのかなという気がするんですが。どこだっけ、何番ですか。

事務局              6－2です。

犀川会長            6－2ですね。ちょっと出してもらえますか。

渡辺委員            樹形を見ると分かるんだよね。

犀川会長            ミズキというのは五重塔みたいにたくさん、こうなるんですけどね。

渡辺委員            そうですね。

犀川会長            なっていないので、クマノミズキじゃないかなと思うんですよ、これ。剪定でもしてあるんだったらこうなるかもしれないけれども、恐らくこれはミズキじゃなくて、クマノミズキではないかなと。

渡辺委員            ちょっとこれじゃ分からないか。

犀川会長            ちょうど半々ぐらい、この辺ではあるんだろうと、雑木林なんか。ちょうど学芸大の隣にある電波研というほったらかしの森があって、ちょうど半分半分がクマノミズキとミズキなんですね。これ、多分、葉は対生しているんじゃないかなと思うんです。ミズキは互生なんですけど。6－2は、いつか確かめなくちゃ、本町3－5－9ですね。

                          ほかに何かありますか。

矢向委員            これ、剪定については何か制約というか、今のちょっとお話の中でも、剪定によって樹形が随分変わってしまうとか、あるいは、何か電線に接触するので、東京電力のほうから切ってくれとか、いろいろ何か剪定に絡んだ作業というか、いろいろある、当然あるんだと。何かそういったところで制約というか、一定の何かルールみたいな、そういったものと

いうのは何かあるんだったら教えてください。

事務局

「行為の届出」というものが、緑地保全及び緑化推進条例の12条、これは指定の条例の12条のほうにございまして、こちらの指定させていただいているもので「行為の届出」というところでしたら、この3項目ということになりまして、土地の形質の変更ということで、これは保全緑地のほうですね。あとは、建物その他工作物の新築等と、木竹の伐採、伐採のときは届け出をしてくださいということで、まず、剪定に関しては、適正な管理というところを条例のほうでも、こちらでお願いしているところでして、それは今のこの条例の10条、保全の義務というところで、「指定された保全緑地の所有者等は、当該保全緑地について適切な管理によって保全に努めなければならない」ということで、その範囲で剪定をしてくださいと。刈り込み過ぎということについては特にはないのですが、ただ、この指定の範囲内ということですね。回りが10メートルで、指定延長、高さがありますので、これを極端に低くするようなことはないようにということをお願いしております。

串田委員

今の剪定のことで、写真、ちょっとはっきりは覚えていないんですけども、保存樹木の2番ですね。これ、要するに自然樹形と比較したときに、極端なこういう樹形のケヤキは小金井市は非常に多いんですけども、こういうことに関して保存樹木の指定のときにどうなのか。いけないとかそういうことではなくて、どういうふうにお考えになっているのか。事情はわかるんですよね、下枝があると下の自分のところの住居が非常につらいと、そういうような形でだんだんこうなるんでしょう。これでもいいやというか、すみませんね、ひとり言。非常に目立ちますからね、遠くから。

事務局

現行の基準においては、特にそういったものは定めていないところで。もしかしたら、そういった自然な樹形とかをということで推奨している自治体があるかもしれないのですが、今、小金井市のこの条例規則上では、そこまでは今のところは求めていなくて、やらせていただいています。今の範囲の中にもかなり、保存することに関して所有者の方についてもご協力いただいているところではあるので、厳しくするというより、それをちょっと今の段階では、保全を図りたいという方向だと厳しくしてしまうのではないかと、その本数とかの維持管理ですね、そう

いったところは感じております。

串田委員　それからも一つ、青山委員のお話の中で、樹種に関してはというお話があって、その返答がちょっとよくわからなかったんですけども、外来種の問題と、それから、ここで条件になっているのが樹高と幹回り、これが基本的に2つ大きいあれだと思うんですけども、要するに高木を対象にしていると。ところが、一般的に保存を推奨される樹木というのは、別に高木、高ければ高いほどいいというわけではなくて、中低木でも保存に値する樹木はあるのではないかと、そういう意味で、樹種に関してどういうふうな何か基準があるかということの、一つのサイズ等も基準の中にね、そういう中低木に関してはどういう配慮があるのかということをお伺いしたい。

犀川会長　配慮があるんですか、中低木で保存すべき木ですね。もしあるのならば。

事務局　今、現行の規則上は、この中低木も、要件に沿ってという形なので、それは低木とかというのは当てはまらないということになっております。ただし、一団でということになると、環境緑地とかそういったほうで指定させていただいているというもので、そちらが高木でない場合でも、一団でしたら、それは指定させていただいているものもあろうかというふうに思います。今の制度上は、中低木は特に、指定はそれだけでということにはできていないです。

串田委員　そうすると、理解としては、樹木の保存に関しては、独立樹等に関してはこういう形で、保存樹木というような形でナンバーを打ってあると。群として、林であったりとかそういうものに関しては、個々の樹木の特定はないけれども、ある面積として緑地が保存されると、そういうふうに考えればいいんですか。

事務局　はい、そうです。

串田委員　言ってみれば、保存ということ言えば同等ということですね。

事務局　そうです。

犀川会長　どうぞ。

津々良委員　ここで指定されたり、申請した木が、いろいろな事情でその土地が処分、取り壊しの対象になった場合、その木の行方とか、どういうふうに考えるんですか。

犀川会長 一番後ろのほうの8ページですかね、指定解除。こういうやつです。

柏原委員 一番最後の8ページに出ています。指定解除。

津々良委員 これは本人というか、その人が申し出れば、それで解除になると。

犀川会長 どうなんですか、森さん。

事務局 そうですね。先ほどの条例のところでも届出という項目で、こちらのほうに届け出をしていただければ、あくまでも5年間の協定を結ばせていただいているところですが、私有地の緑化の保全という範囲の中でやらせていただいているので、今回、8ページの用途の中の、番号10番については建築によりというところで、長年、指定、保全をお願いしていたものではあるんですけども、家をどうしても建てなければいけないというご事情なので、それ以上はこちらとしては踏み込めないというところで、この10番については解除となりまして、それ以外の上の3本については、一番上に関しては倒木ということと、あと、その下の2本に関しては樹木の腐食ということで、これも倒木のようなものですが、腐食という形で解除ということになりますので、一番下のところだけですね、建築とかそういった届け出ということは。これについては、事情をお伺いして、窓口でも、建物の建築の仕方などでどうにかもう少しなりませんかというお話もさせていただきながら、どうしても難しいということだと、今回のように解除という形にならざるを得ないというのはございます。

犀川会長 そのケヤキ、ケヤキって、2つあるやつは倒木なんですか。

事務局 これは倒木ではまだないんですけど、実際、その申請者の方とお話すると、キノコというか、腐食が始まっているような痕跡が見え始めてきているので、危険なので、先に切らせていただきたいということで。

犀川会長 切ってしまったわけですね。

事務局 はい。

津々良委員 それから、さっき中低木の話が出ましたけれども、中木なんかすごく美しいというんですか、きれいな枝とか花を持っている木がありますけれども、申請の対象じゃないので、本人も周りもあれなんですけれども、今後やっぱり、高木とかそういうのだけを保存して、どんどんしていくということについて、そういうきれいな木、きれいというか、花や、さっきの桜のこともありましたけど、そういうのも市の将来的にも必要

なんじゃないでしょうか。どんどん、太く大きい木だけを維持していくだけではなくて、学校なんかにもすごくきれいな木がたくさんありますね。そういうことに関しては、もう手はつけてあるのか。

大関課長 条例施行規則の2条の保存樹木について、(2)にありますけど、次のいずれかに該当していればいいということで、必ずしも高木じゃなければならぬということではありません。ア、イとありますが、地上1.5メートルの高さにおける幹回りが1.5メートル以上あれば、指定はできます。また、イのほうは高木になると思いますが、10メートル以上です。このいずれかに該当すれば指定できるので、今おっしゃっていた中低木も、これに該当すれば指定できるということです。

津々良委員 こういうことを知らないとだめですね。

犀川会長 それはそうですね。藤棚の藤なんかは案外当てはまるのがあるかもしれないですね。知らないんですかね。

串田委員 多分、自分で先ほど発言しておいてあれなんですけれども、高木は個人で管理するのが非常に大変だと、そういうことで保存樹木とか等々の配慮があるけれども、中低木は、自分でちゃかちゃかといくんではないかと、何かそういうあれがあるかもしれないですね、こういう保存とかそういうふうなのは。ですから、基準が高さになってしまう。

津々良委員 高木は、市でやってくださるんですか。

串田委員 補助はね。

津々良委員 補助が出る。

串田委員 植木屋さんに頼めると、何かそういうことでしょうかね。

事務局 維持管理についてはその持ち主の方なんです。適正な管理ということで、市のほうでは保険も入れています。何かあった場合は、先ほどのお話じゃないんですけれども、個人で維持管理が、継続が難しくなってくる、剪定……。

津々良委員 ありますよね、電線にもうひっかかりそうになっているのに……。

事務局 そうですね。でも、それでもやはり持ち主の方の適正な管理ということで適正な管理をしていただいて、そのかわり何か万が一のことに対応するためにも保険を掛けて対応する形で……。やっぱり電線とか高圧線とかが近いと、東電の電線は何メートル離さないとだめだよというのがありますので、それは東電さんで、この樹木が危険だとなれば、直接、

その持ち主の方のお宅に伺って、剪定させていただきます。ただ、全部はやらないので、電線の部分だけなので、東電は。あと、通信のほうは、結構たるんで入っているんで、多少押しても意外に見た目以上に大丈夫なんですね。それでもやっぱりだめな場合は、通信会社からお宅のところに行って、切らせてくださいとやってやっています。

犀川会長　ほかに何かないでしょうか。

串田委員　すみません、環境緑地の指定、更新、3件のうちの3番目、これ、面積が、指定基準というのが500平方メートル以上というふうに条例のほうで書かれていますが、ここは210平方メートルと、非常にそういう意味では半分以下の小さい面積になっていますが、面積が少ない方も更新になって、条例の数値等の問題で、これはどういう状況なのでしょう。

犀川会長　緑町5-21-5ですね。地図では大きいですけどね。

渡辺委員　ほかにあるんじゃないでしょうか。

大関課長　ここには載っていないんですけども、ほかもあって、あくまでも更新になるのは一部ということです。

事務局　500平米を超えているんですが、その筆ごとに更新していますので。

串田委員　そうですね。どう見たって210平方メートルとかではないですね。

事務局　その一部ということになります、この方のお持ちになっている。

委員　わかりました。

渡辺委員　26年度の保全の中にありますね。その一部みたいですね、これ。

犀川会長　よろしいですか。

何かご意見ある人。これで終わってしまいますけど。

宮下先生、何か。

宮下副会長　いや、大丈夫です。

犀川会長　大丈夫ですか。

それでは、意見が出尽くしたというふうなことでよろしいでしょうか。

ほかに質問がございませんようでしたら、この諮問案件について指定を決定してよろしいか、お諮りしたいと思います。

決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

犀川会長　次に、市長への答申の方法についてお諮りいたします。

答申の方法については、会長、副会長に一任をいただいた上、会長が代表して答申を行っていますが、異議がなければ答申の方法を会長、副会長に一任していただいでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

犀川会長 異議がないようですので、答申の方法は、会長、副会長に委任させていただきます。どうもありがとうございました。

保全緑地の指定(案)についての審議はこれで終了することにいたします。

続きまして、次第(2)にその他というのがあるんですけども、事務局から何かございましたらお願いいたします。

大関課長 では、その他ということで、担当より説明させていただきます。

事務局 その他ということで、事前にお配りしている資料につきまして補足でご説明させていただきます。

先ほど、保全緑地の総括表、面積推移、樹木本数推移、生け垣延長推移、位置図については触れさせていただきました。

もう1点、本日、小金井市公園等利用実態調査報告書についても配付させていただいております。こちらは平成26年3月から27年2月までの1年間にわたり、市内53か所の公園において「利用者数」「利用者の声」等を調査・アンケートしたものの報告書です。こちらの報告書のデータを日々の公園管理や満足度の高い公園づくりに生かして、公園施設長寿命化計画を今後検討しておりまして、こちらのほうを計画策定する際の基礎資料とさせていただいて、今後の維持管理をしていく予定となっております。

犀川会長 何かご意見、その他、ありますでしょうか。

公園が利用されている、されていないというのはどうやって調べたんですか。

事務局 調査員を各53公園に配置して調査しました。

犀川会長 そうなんですか。

事務局 失業者対策事業の一環緊急雇用事業として調査員を公園に昼間の時間帯、夜間の時間帯で配置して、そこでカウントをして、1か所につき8日間程度やって、一番多い公園ですと1日当たり大体2,000人を超える、通行人を含めて、そういった人数がある公園と、全く利用がなか

った公園というのが53公園の中で分かれているというのが、資料のほうから数値が出ているところでございます。

犀川会長 何かありますか。公園の利用について、立派な冊子ができ上がっていますけど。

渡辺委員 調査日数が8日のわりには、利用者が多いですね。これを見ると。調査日数が8日のわりには、例えば栗山公園が約15,000名というような数字が出ている。それは当然、通勤の方もあそこを利用されるんでしょうけれども、非常にあそこは多い、意外に多いなという感じを受けますね。

柏原委員 小金井市は、人口に対して、1人当たりどのぐらいの面積なんですか。例えば三多摩というか、多摩地域でも多いほうなのか。ざっと見ると多いという感じを、小金井公園があったり、武蔵野公園があるわけですから。でも、人口比ではどうか。結構これだと、とってもよく利用されていますよね。でも、どうなのでしょう。

事務局 小金井市については、1人当たり約7平方メートル弱、6.8とか、小金井公園も含めてそういう数値になっています。

柏原委員 ここにあるんですね。

事務局 他市と比べて、今、確認していますので、少々お待ちください。

柏原委員 すみません。そんなに詳しい、ぜひあれじゃないんです、どの位なのかと思ったんです。

事務局 すみません。今ちょっと確かな数値を持ち合わせておりません。

柏原委員 いいです。すみません。

大関課長 まだこの6.8は少ないぐらいで、一応、目標では1人当たり10平方メートルというのを掲げています。

柏原委員 目標は10平方メートル。わかりました。6畳間、そうですね。

津々良委員 でも、今、すごく住宅になっているところが、私は貫井北町三丁目の玉川上水、ものすごく住宅になっちゃって、1人当たり10平方メートルを掲げていることに対してはどんどん目減りしている。それは部分的ですけどもね。広げるということは考えているんですか、公園を。

大関課長 そういう考えは当然、これから持っていくんですけども、ただ、やはり皆さんもご存じのとおり、相続とかで、どうしても農地だとかが減少していつている状態なんです。それをどうやって補えばいいかという

ことで、我々もいろいろ検討しているんですけど、小さいですけど、例えば生け垣の補助金を出すことによって、少しでも生け垣をつくっていただきたいということなどをやっているんですけど、ただ、それだけでは全然追いつかないというのが現実です。

津々良委員　もう全然。変わってしまいましたものね、周りが。

大関課長　また、再開発とかがあったときには、敷地面積から建物面積を引いた残りの面積の20%以上を緑化して欲しいといった、宅地開発等指導要綱があり、少しずつですけども、このような形でやっているんですけど、ただ、やはり減少は、時代というんですか。どうしても相続とかあるので、やむを得ない状況です。

津々良委員　結局、業者さんですよ、そういう家のつくり方とかは。業者さんというのか、もう手放してしまったらその方は何もできないわけですから、その後、どういうふうに売ったり買ったりされるかによって、使われ方が、公園にするために買ってくださる人はいないと思うので、緑地を保存ということは、もう本当に早くから、今からやらないと、個々の家が全部できちゃってからはすごくしにくいと思うんです。

大関課長　大きな開発、3,000平方メートル位を超えると、必ず6%は公園を設けなさいというのがかかってくるんですけども。

津々良委員　実際にできていますけど、本当に子供の遊具がちょっとあって、砂場があったりして、そこに住む人たちのためのちょっとした憩いの場的なもので、それは当然だと思うんですが、緑地というのにはほど遠いですね。今、家が緑をあまり置けないような建て方になっていますからね。

犀川会長　流れに任せていていいというんでしょうかね。

津々良委員　それでは済まないと。

犀川会長　小金井の場合だと、あそこに玉川上水があるし、南のほうには野川があって、あそこには崖線というんですか、いいほうなのかもしれないんですよ、緑に関してはね、他市に比べて。

津々良委員　今はね。

犀川会長　今は、まだ。

その他のところで、ほかに何かありますでしょうか。

もしなければ、予定より早いようですけども、事務の方からのお話で終わりにしたいと思いますが。

宮下委員 1つだけいいですか。このアンケート調査の22ページでポートフォリオをやっていますよね。随分満足度が高いから、全部「重点維持」に来ちゃっているんだけど、この辺をもうちょっとばらけさせたほうが次のステップに行きやすいと。これ、全部「重点維持」じゃなくて、基準をちょっと変えてあげたほうが、次のステップにやりやすいんじゃないのかなって思うんですけども。

犀川会長 もう1回ちょっと……。

宮下委員 満足度が基本的に全部高いので、多分こういう結果になっていると思うんですけど、全部、この第1象限に来ちゃったんじゃ、次のステップの分析のときがなかなか難しいと思うので、この基準をちょっと移動したほうが、「改善」なのか、「現状維持」なのかというのが分かってくると思うので、全部「重点維持」に入っちゃくと、次のときに、みんな「重点維持」だとなっちゃくと……。

串田委員 これでいいということかと……。

事務局 53公園をまずまとめてしまっているんで、その下に1公園ずつの同じようなのはありますというのがまず1点あるのと、あとは、もし、その人で見るとしたら、その同じ右上の領域の中でも位置が違って、「満足度」と「重要度 必要性」の差ではかっていったりという方法を考慮したらいいかなというところはあります。ただ、個別だと、もう少しばらけるようにはなっています。

宮下委員 個別でも入っているわけですね。

事務局 そうです。

宮下委員 わかりました。

事務局 皆さんにお渡ししているのは、53か所をまとめた報告書をお見せしています。

串田委員 最後の「ご意見・ご要望」というところで、意見は、33ページにある扉ページの6つの公園でのアンケートということですか、これは。

事務局 いえ、それは、そういうわけではないです。

串田委員 そういうわけではない。個々のアンケートを見ていても、どこの公園かわからないので、その意見がどうなのかというのがわからないので、後ろに括弧の何公園というのはあったほうがいいんじゃないかと。

犀川会長 いろいろな意見がありますね。桜の花が飛んでくるので、困っている

人……。小金井は桜のいいまちなんですけどね。

日本で初めて桜という言葉が出たのは、『日本書紀』なんかに書いてありますけど、履中天皇というのが、10月1日に、自分でつくった池で皇后陛下と一緒に舟を浮かべて、酒を飲もうとして、杯に花が落ちた。10月であるにもかかわらずですね。それが日本で初めて桜という言葉が残っている、日本語なんです。天皇陛下は喜んで、天皇陛下が住んでいる皇居を若桜の宮という名前をつけたりしているんです。桜を取ってきた人には、何か桜の名前をつけた名前に変えたとかしているんです。ですから、桜が杯に落ちる、天皇陛下は杯に落ちることを喜んで、普通の民家に花が飛ぶと困ったものと。

串田委員  
犀川会長  
柏原委員  
犀川会長

苦情のある方に、そういう話をして納得していただくと。

小金井には、わざわざ、本当に将軍の家定とかが来たりしてね。

そうなんですよね。

それから明治天皇も、それから大正天皇が皇太子のころ来ていて、あそここの小金井橋のところで桜を観賞して、そのころは吉野山を抑えて小金井の桜が日本一だった……。

ほかに何か意見がないようですから、あと、次回とか何かの説明で終わりにしたいと思います。事務の方、よろしく。

大関課長

本日は大変貴重な時間を割いていただきましてありがとうございます。

次回につきまして、ちょっと先になってしまいますけれども、1月下旬から2月ごろを予定してございます。そのときに、また皆様のご意見をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日の案件は以上でございます。どうもありがとうございました。

犀川会長

では、以上をもちまして、本日の平成27年度第1回小金井市緑地保全対策審議会を終了いたします。どうも皆様、お疲れさまでした。

— 了 —